

記者提供資料
令和3年5月20日
危機管理課(担当:西垣)
電話 559-5057(直通)内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第112報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 令和3年度三田市立学校における水泳授業の中止について **別紙1**のとおり
(学校教育部教育研修所)

別紙1

令和3年度 三田市立学校における水泳授業の中止について

令和3年度の三田市立学校における小学校、中学校、特別支援学校における体育科の水泳授業については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止とする。

1 中止と判断に至る経緯について

- (1) 水泳授業は、マスクを外しての活動であるとともに、授業前後に更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりする感染リスクが高い学習である。
- (2) 令和3年4月9日付スポーツ庁からの事務連絡「学校の水泳授業における感染対策について」には、水泳授業における感染防止対策が示されているが、現在の学校体制では、それらの感染対策を万全に講じることが困難である。
- (3) 上記(1)、(2)をもとに、小学校長会、中学校長会と協議し、令和3年度の水泳授業は、児童生徒の健康と安全を第一に考え、中止と判断する。

2 今後の対応

令和2年8月13日の文部科学省通知に基づき、令和2年度及び令和3年度で指導する内容については、令和4年度に移行して指導するよう各学校において教育課程を編成する。

3 その他

水泳部の活動については、人数が限られていることから、スポーツ庁が示す感染防止対策を徹底し、安全を十分に確保したうえで実施する。

学校教育部教育研修所
(所長：小山 恵介)
(担当：植木 裕貴)
電話 559 - 5123